

平成20年度 第1回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成20年4月30日(水) 午前10時～正午

2. 開催場所 浦安市文化会館3階 中会議室

3. 出席者

(委員)

柳憲一郎、上野菊良、畑中範子、木邨定男、内海照枝、石黒武、木村英紀子、
武藤睦美、小川和裕、加藤里行、石橋正貴、熊倉敬三、鈴木昭夫

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明

環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進班 主査 前田正成

環境保全課環境計画班 森田和徳、杉町順子、篠原太一

4. 内容

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 都市環境部長挨拶
- (4) 議題
 - ・ 環境保全条例素案について(審議)
- (5) 閉会

5. 会議経過

①環境保全条例素案について(審議)

・ 説明

- ・ 事務局より前回の環境審議会におけるご意見に対する事務局対応案の説明後、政策法務との調整で変更等のあった条文を中心に説明した。また、委員から事前に預かっていた意見を紹介した。

・ 質疑応答

委員

- ・ 環境基本条例に比べて、自然環境に関して後退している気がする。
- ・ 例えば、白熊などは我々の生活に密接な関係がない動物だが、生物多様性の考え方から、生活に密接な関係がなくても何らかの規定が必要なのではないか。
- ・ 第21条(環境学習等の推進)に係る規定の中に自然環境が触れられてい

ない。

- ・そもそも、大気や水質は全て自然環境である。これらを生活環境と言い換えられている感じがする。

会長

- ・自然環境の保全については、国に自然環境保全に関する基本法があるが、あまり活用されておらず、どちらかという生物多様性という枠組みの中で自然環境の保全が考えられている。
- ・従来の公害防止条例に変わるものとして、環境保全条例を作るとなると生活環境に焦点をあてざるを得ないということが市の考えだと思う。
- ・このような中、環境保全条例を自然環境の保全にまで広げた条例とした場合に、市がどこまでできるのか。
- ・自然環境に特化した条例を、別につくるという方法もある。自然について踏み込んだ規定を環境保全条例に含めるには無理があると思う。
- ・環境保全条例に盛り込む自然環境に関する規定の程度については、事務局提案でいいのではないか。

委員

- ・条例に自然を盛り込むことはいいと思うが、やはり生活環境の保全に主眼をおいた条例としてもらいたい。

委員

- ・第12条（化学物質等の適正管理のための施策）の化学物質等の「等」とは何か。
- ・第21条（環境学習等の推進）の規定の対象については、小・中学校のほか、幼稚園、保育園等も規定されている。また、「等」があると民間の保育園も含まれることになると思うが、本当に市がそこまでできるのか。

会長

- ・化学物質等の「等」は、人の健康に多くの影響がある環境リスクのある物質で、化学物質以外も含めたため、例えば、アスベストなどの鉱石を指しているのではないか。
- ・保育園等の「等」は、幼いときから環境学習を行える環境を整えたいとする市の姿勢の表われであると思う。

委員

- ・第1条（目的）中、「～基本理念を達成するため、人の健康の保護を図るため～」の書きぶりでは「ため」が重複して違和感がある。文章を整理した方がいい。
- ・第15条（自然環境及び動植物の生態系を保全するための施策）や第16条（歴史的資源等の継承）の条文で使われている水辺や水域について、具体的な行政範囲はどこまでか。

- ・例えば、境川に油が浮くと、その処理はどこが担当になるのか。

事務局

- ・実際にそういう問題があった場合、市は、河川管理者である県と連携しながら、水質の保全に努めるほか、原因者への指導を行う。

委員

- ・第15条に規定されている「陸域」や「水辺地」という用語だが、「陸域」に対して「水辺地」では範囲が狭い印象がある。「水域」としたらどうか。

会長

- ・「水辺地」は、環境基本法で使われている行政用語で、水辺や水域も含むとされている。学術的な用語ではない。
- ・第15条や第16条は、市の政策法務担当と調整できていない部分なので、調整時に別の提案が出てくる可能性もある。
- ・委員から提案されている第16条の趣旨は、「必要な地域の自然を維持したり改善することを目的に協働して施策を講ずる。」というもので「改善」まで踏み込んでいる。一方、市が提案している第16条は「保全に努める。」となっており、この点にも差異がみられる。

委員

- ・第15条の「水辺地」や第16条の「水辺」は、その違いがわかりづらい。一市民からすれば、水辺の方がわかりやすいと思う。
- ・例えば、三番瀬についていえば、「三番瀬」という言葉は広く認識されているので、市民は「水辺」という言葉から「三番瀬」も連想できるだろう。

委員

- ・自然に係る、第15条や第16条の規定については今日決めないといけないのか。次回、あらためて審議した方がいいだろう。そんなに違いがないのではないかと思っている。

会長

- ・今日決めないといけないというものではないが、答申の時期や9月議会への上程、さらに千葉地方検察庁の罰則審査や、付則について考えると、ある程度の期限はある。6月後半に答申という予定で考えれば9月の上程に間に合うと思うが、場合によっては、来年の1月上程ということもあると思う。

会長

- ・条例に基づく措置が実際に市がやれるかどうかも問題である。例えば、河川の管理権限は国や県となっているが、市に権限がないから何もできないということではなく、市域の中の事柄については何らかの対応ができると

思う。

事務局

- ・市は、自然環境に何も取り組んでいないわけではなく、浦安市環境基本計画でも自然環境や生物多様性について触れている。
- ・千葉県も千葉県環境基本計画の見直しを進めるなど、生物多様性に関連する計画を策定した。県はこれを踏まえて各市町村へ何らかの施策を求めてくるものと思われる。
- ・広域的に取り組む必要がある三番瀬の保全などは、国や県の方針に基づいて取り組むことになる。

会長

- ・次回の審議会では、自然環境について、市の方向性を示してほしい。

委員

- ・近隣の自治体からは、河口の自然を保全するなどの具体的な話が聞こえてくることもあり、浦安も自然環境を守らないといけないと強く思うことがある。

委員

- ・浦安市の人口が16万人を突破したということだが、市としては、今後、埋立てをしない中で、適切な計画人口をどのくらいに考えているのか。

事務局

- ・人口は17万4千人くらいになるだろうという想定で計画を進めている。
- ・新町についてはある程度想定ができるが、準工業地域に今後どのくらいマンションが増えるかや、戸建てから集合住宅へ変わることもある元町地域の想定は難しい状況である。

委員

- ・第3条（市の責務）に、市は、生活環境の保全等に関する施策とあるが、保全等の「等」は第1条の人の健康の保護を図るということか。
- ・第14条（地球環境の保全のための施策）は、第60条に移したということだが、第14条の素案には地球環境の保全のための施策として「普及と啓発を図ること。」が記されているが、第60条の第2号には「普及と啓発を図ること。」が含まれていない。
- ・第61条（航空機騒音等の調査等）は、4ページに移動したということだが、第17条（監視、測定等の実施）のことを指しているのか。

会長

- ・第2条第1項第1号に「生活環境等の保全等」が定義されている。

事務局

- ・第60条の「普及と啓発」については、第60条第1項第3号にご指摘の趣旨を規定している。
- ・航空機騒音等の調査等については5ページの第20条（航空機騒音等の調査等）のことであり、ページの訂正をお願いしたい。

会長

- ・資料「環境保全条例素案と比較して政策法務との調整で変更等のあった条文の整理表」中、中欄の変更の理由等は、政策法務担当との調整後の内容を正確に作ってほしい。
- ・本日、委員からいただいたご指摘については、事務局対応案を作成していただき、次回の審議会での説明をしてほしい。